

1. 均等割税率

区 分	法号／税率（年額）
資本等の金額が1,000万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	1号法人
	60,000円
資本等の金額が1,000万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	2号法人
	144,000円
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	3号法人
	156,000円
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	4号法人
	180,000円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	5号法人
	192,000円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	6号法人
	480,000円
資本等の金額が10億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	7号法人
	492,000円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	8号法人
	2,100,000円
資本等の金額が50億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	9号法人
	3,600,000円

2. 法人税割税率 14.7%

3. 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6%（納期限の翌日から1ヵ月を経過するまでの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合））の割合で計算した額の延滞金が徴収されます。